別紙１０

（元号）○年○月○日

経済産業大臣　殿

環境大臣　　　殿

廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合の生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置

当市（町村）は、本申請に係る分別収集物の再商品化において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２第２項の規定する一般廃棄物処理基準に適合しない処理が行われ、生活環境に係る被害を防止する必要がある場合には、当該不適正な処理を行った再商品化実施者に対して支障の除去等の必要な措置を行うよう指導するとともに、仮に不適正な処理を行った者が支障の除去等の必要な措置を講じない場合は、これらの者に代わり遅滞なく支障の除去等の必要な措置を講じます。

住　 所：○○県○○市○○

名　 称：○○市

代表者の肩書・氏名：市長　　○○　○○